

妊娠～職場復帰後において法律で定められている両立支援のための措置・制度の一覧

妊娠～産前・産後休業期間

■制度対象者の希望の有無に関わらず、必ず実施しなくてはならない措置・制度

- ・妊産婦の危険有害業務の就業制限
- ・産後休業（産後 8 週間）

■制度対象者の希望があれば必ず認めなければならない措置・制度

- ・保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保
- ・（医師等からの）指導事項を守ることができるようにするための措置
- ・妊婦の軽易業務転換
- ・妊産婦の時間外労働、休日労働、深夜業の制限
- ・妊産婦に対する変形労働時間制の適用制限の適用制限（1 日 8 時間、1 週間 40 時間まで）
- ・産前休業（産前 6 週間、多胎妊娠の場合は 14 週間）

■産前産後休業中は健康保険料・厚生年金保険料が免除されます。

育児休業期間

■制度対象者の希望があれば必ず認めなければならない措置・制度

- ・育休（子が 1 歳に達するまで）
- ・パパ・ママ育休プラス（子が 1 歳 2 カ月に達するまで）

■育児休業中は健康保険料・厚生年金保険料が免除されます。また、健康保険組合より育児休業給付金が支給されます。

職場復帰後

■制度対象者の希望があれば必ず認めなければならない措置・制度

- ・育児時間（子が生後 1 年未満、1 日 2 回 30 分以上）
- ・育児短時間勤務制度（子が 3 歳未満の間）
- ・所定外労働の制限（子が 3 歳未満の間）
- ・時間外労働の制限（子が小学校就学未満の間、1 ヶ月 24 時間、1 年 150 時間まで）
- ・深夜業の制限（子が小学校就学未満の間、深夜（午後 10 時から午前 5 時まで））
- ・子の看護休暇制度（小学校就学前の子 1 人の場合 5 日、2 人以上の場合は 10 日）